

議會綜画と小土地所有に關する覺書

——一八・一九世紀エンクロウジュア研究——

岡野昇

一

近代農業史研究の歩みを、史料にもとづき簡明に総括したジャン・サースクによると「一八世紀の農業革命は、四人の偉大な農業者を通じて考察された農業革命であつて絶望的に焦点がはずれており、一八世紀の後半及び一九世紀前半については、もっぱら議會綜画に影響された土地所有の变革のみが問題とされてきたにすぎない。」とされる。

この苦言のなかに、この時期の、農業史研究の跡が要約されているといつてよい。即ち、所謂第二次農業革命は、何よりも先ず技術進歩の頂点として把握され、次でその及ぼした社会的影響が、議會綜画運動による土地所有の变革として考察されたのである（ジャン・サースク「一五〇〇年以後のイギリス農業史研究と史料」農業史評論三卷二号七八頁）。

元來、イギリス農業史の科学的研究は、二〇世紀初頭の数年間に、時を同じくする如く刊行された、それまでの研究の総決算とも見られる浩澁且つ權威的な研究書によってその礎石が置かれた。これらは所与の問題に対する標準的なテキスト・ブックとして現在にいたつても、多くその生命を保っている。そしてこの現象の背後に存在したものは、一九世紀末期に生じたイギリス農業の危機であり、その認識の上になつて將來への見透しを与えるという、現実

の緊急な要請であった。こゝから生じた熾烈な問題意識と切迫感、議会議論運動の社会的影響・農民的土地所有の農業危機に際しての価値の再評価・農業繁栄の鍵を過去に見出し得るか、等の課題をうみだし、その解決にあたって激しい論争を生じたのである（サースク前掲、六七頁参照）。

しかし第一次大戦後の好況は、問題の源泉を一時的にはあるが消滅せしめた。その結果、論争は中断され研究は鎮静期を迎えた。しかし課題は消滅しなかった訳ではない。それぞれの課題の解決は、種々の方途により、内面的にまた実証的に探究されたが、とりわけそれは、地方史の地味なモノグラフィの積み重ねという方法にたよって続けられた。そして約三〇年の空隙において、新たな発展となって現われた。視野を狭く限定し、農作業の慣行と社会構造の多様性を強調した研究、したがって全国的規模の一般的な研究ではなく、地域研究に集中することが、研究の一般的傾向となった。

一九四〇年代にいたって、地方史研究の発展とともに、研究は顕著な伸長を見せ、農村史家は土地制度、借地形態、社会諸階層等、農村経済の単一な局面を綜合して、地方社会を一体としてとらえる研究にたちむかった。と同時に、漸く現在にいたって研究は多様を伴った統一の段階に到達し始めたと考えられる。後段に問題とするチェンバーズの論文の如きが、それであって、一般的問題の解決に、自信を以て当面することが、以上半世紀の地方史研究の積み重ねの結果可能となったことを示している（サースク、前掲、参照）。

二

ところで、議会議論運動の社会的影響の研究に問題を限るならば、研究史の歩みは、之に照応して複雑な相貌を呈

するが大づかみに云って、それは(一)古典的通説の形成の段階、(二)地方的分野に限定された、統計的・実証的研究によるその個別的修正、(三)修正説の綜合の段階、に区分されるであらう。

(一) 古典的通説の形成の段階

一九〇七年に刊行されたG・スレイター「イギリス農民層と共同耕地の綜画」、一九二二年、E・C・K・ゴナー「共同地と綜画」、一九二一年、H・レヴィ「大経営と小経営」、一九〇八年、W・ハスバツハ「イギリス農業労働者の歴史」、一九二二年、ハモンド夫妻「農村労働者」等はイギリス農村に及ぼした議會綜画の影響を、種々の側面から、既往の文献もしくは実態の調査によって研究したものであり、その結果、主題に関する「古典的通説」ともいふべきものが一応成立した。

之を要約すると以下の如くである。即ち一八世紀後半以後の綜画は、一五・六世紀の牧羊目的の綜画に対し、耕作地拡大のためのもので、議會が法令をもって積極的に之を推進し、地主階級の利益をはかり、スクワイアラーキイの機構を通じて実施された。議會綜画の遂行の過程、綜画費用、議會の構成等によってこのことは明白である。そしてその結果、村落諸規制の基体である共同耕地及び共同地が廃絶され、農業経営の拡大、農業生産力の發展がもたらされ、イギリス農業の構造は進歩し、資本主義農業の所謂三分割制度が確立され、労働予備軍の胚種を成立せしめた。しかしこの際、中小農層は土地を追われ、方法如何によっては回避され得たかも知れぬ社会的惨苦が特に社会の下層に生じたのである。

例えば農業史の標準的教科書として普及したグラス「農業史」一九二五年は、綜画の過程に於て、小土地所有者が、富裕な綜画遂行者の横暴、高額な綜画の費用、農業進歩への非適應の為、損害を蒙ったこと、そして富者と貴顕

よりなる当局が之を援助したことを、ハモンドに依拠して叙述し、第二次綜画の社会的影響を次の如く総括している。

「屢々第二次綜画は農村人口の減少を導いたとされるが、之はもしこの運動以前に、在処していたよりも少数の人々が、現実に居住するようになったという意味ならば、正しくない（ゴナー三九六頁以下特に四一一頁参照）。しかし、もし多くの人々が、農場を離れて工場に赴いたという意味を含ませるなら、疑もなく正しい。そこで紛れもなく人口の現実的且つ絶对的な減少が生じたが、イングランド全体にわたったわけではなかった。

最も頻繁な怨嗟は、イギリスのヨーマン層が消失したことに対して生じた。彼らは一六世紀から存在し始め、今や現実に存在しなくなった。この最後の綜画運動で、彼らほもつとも迅速に衰滅した。最初に去ったのは小ヨーマンで、最終に消えたのは大ヨーマンであった。一九世紀彼らは迅速に消滅し去ったが、その少数は借地農業者となり、そして多くは農業労働者やアメリカその他への移民となった。小屋住農民も共同の放牧地や荒蕪地を失って、ヨーマンと同様な運命を辿った。たしかに綜画は経済的進歩をもたらしたはしたが、その社会的代償は高価なものであった」（グレース前掲書一七二―一三頁）。

（註）小土地所有の衰滅については、ゴナー前掲書三六九頁以下、スレイター前掲書二六五頁、ハモンド前掲書、九三―九五頁、レヴィ前掲書一〇頁、ハスバツハ前掲書六〇頁以下参照

農民離村については、スレイター前掲書、二六五―六頁、そのゴナーによる反論に就ては、ゴナー前掲書、四一一―一二頁、四四八頁、参照

（二） 実証的・統計的個別研究による通説の修正

以上述べた段階における諸研究は、おゝむね、当時の人々の著作、小冊子、農業改良協会の報告、聴取による実状

調査等に依拠していたが、それに対して、史料にもとづく統計的研究が生じ、その嚆矢をなしたものは、A・H・ジ
ョンソン「小土地所有者の消滅」一九〇九年刊である。その中で、ジョンソンは、当時の叙述や報告によるのは、偏
見の影響を受け、主観的恣意的觀察に陥る危険ありとして、之に代るに統計の存在をもとめ、地租査定簿を始めてと
り上げ、議会絵画運動の小土地所有者及び小耕作農民に及ぼした影響の科学的研究に先鞭をつけたのである。之につ
いで、H・L・グレイ「一六世紀より一九世紀にいたるオクスファードシャーのヨーマン農業」(経済学四季報二四号、
掲載、一九一〇年) E・ディヴィス「一七八〇年―一八三二年の小土地所有者」(経済史評論第一巻一号、一九二七年)が
出現しこの研究方向を継承し、之を發展せしめた。この統計的研究は、通説に対して、大きく批判を加え、その後の
研究に、広汎な影響を与え、現在のこの時期の土地所有の分布、農村構造等の考察の出発点を形成しているので、や
ゝ詳細に取扱う。

ジョンソンは、約五〇〇教区(オクスファードシャー、三〇一、ウィルトシャー、五〇、ノーファク、四〇、その
他)の地租査定簿を検討し、大略次のような結論を得た(ジョンソン前掲書第七章)。

(一) 特にミッドランド諸州において、一七世紀始めから一七八五年までに、農地の集中と小土地所有者の減少が激し
く行なわれた。そして一七八五年―一八〇二年の期間には、ランカシャーを除いて、小自作農民は、ほとんど減少せ
ず、むしろ若干の微増を示した。一八〇二―一八三二年には総てにわたる減少が行なわれたが、この期間の全面的消
滅を結論づける程には重大でないものであった。

(二) そこで小所有者にとって極めて重大な時期は一七世紀末期および一八世紀最初の五〇年間、換言すれば、中世
から近代への農業状態の最終的移行期ということになる。

(三) 一八世紀中葉以降の變化は一般に想像される程甚だしいものではない。

(四) 小土地所有者は有利な状況のところではなお残存しつづけた。その消滅は人為的な原因よりはむしろ自然な状態によるものと思われる。何となれば一七世紀以後、政治的・社会的・經濟的条件は彼等に背を向けていたのである。

グレイの結論はほどジョンソンに似たものであるが、綜画運動と自作農の残存に関し、若干を追補した。

(一) 彼はまず一七八五年—一八三二年に綜画されたオクスファードシャーの四九の教区を調べ、自作農の所有する土地の量は全期間を通じて絶えず増大するが、自作農の数は一八〇四年まで増大し、それより一八三二年までの期間には若干減少したとしている。

(二) 一七五八年—一七八五年、地租査定簿に加えて綜画裁定書をも併せ検討し、綜画は特に州北部に於て大所領の發達や綜画後の農地集中を伴わず、また独立農民の消滅をも生じなかつたことを示した。

(三) ヨーマン・小自作農民は地租査定簿によると全州農地の約九%を所有する。

(四) 耕作農民の存在せぬ教区は旧綜画地であり、議會綜画の行なわれた教区の耕作農民は、綜画されなかつた教区と同様な数的變化を闊した。

之に対して、H・レヴィはその著「大経営と小経営」に於て次のような批判を加えた(レヴィ前掲書三二頁以下、ドイツ前掲書二七五頁参照)。すなわち(一) 限定された調査区域から一般的結論を出すのは妥当でない。(二) ジョンソンの調査で保有地規模の区別は、僅か九四教区に行われるのみであり、従つて地租の納入者総数に變化がなくても、土地の移動は行なわれ得た。即ち土地移動の実態が査定簿に反映せぬ場合があり得る。(三) ヨーマン層はスクワイヤー

や聖職者を含み、農民的土地所有者のみに限定されていない。

デイヴィスは、このレヴィの批判に応え、小自作農の意味の、ヨーマン・ファーマーの消滅を検討するため、イングランドの主要な農業州の中にあつて、一八世紀後半の綜画が強度に行なわれ、そのあるものは一八世紀末から一九世紀にかけて急速に工業化し、他のものは之に對し繁栄しつつあつた家内工業の立地であつた七州（ダアビシャー・レスターシャー・リンゼイ・リンカーンシャー・ノウサンブタンシャー・ノッティンガムシャー・オクスファードシャー・ウォリックシャー）と之と対照する為、綜画の軽微であつた州（チェシャー）に存在する二〇〇〇教区の地租査定簿を検討した。この場合、土地所有者を(一)ヨーマン・ファーマー或は小規模自作農民、(二)地租二〇パウンドに満たぬ小土地所有者、(三)地租二〇パウンド以上を支払う大土地所有者に区分し、前二階層を納税額に従ひ細分した。その分析・検討を通じて得られた結果は次の如く要約される。

(一) 一七八〇年までに、自由土地保有農民、贍本土地保有農民及び世襲の定期借地農民を含む自作農民は、イギリス農村経済の際立った存在でなくなつていた。即ち、調査六州の一三九五教区で、彼等は地租の僅か一〇・四%を納めるのみで、殆ど九〇%の土地は、借地農の手に委ねられていた。教区毎に、五人に一人の割合で、大土地所有者の独占的な所有地が存在して二〇パウンド以上の地租を納め、土地の六四%を所有していた。残りの三六%は細分され、小土地所有者の各階層にわたる増加が一七八〇—一七八六年から一八〇二年までに、行なわれそれは比率にして一〇・四%から一四%に達した。

(二) 四シリングから一〇パウンドを納める総ての層は、一八〇二年から三三年の間に減少したが、一七八〇年に比べると、まだその数は多く所有地の総計面積も大きかつた。

(三) 自作農民の減少による大所有地の形成はこの調査された五〇年間には行なわれなかった。若干の大所有地は規模を増大したが、市場にもたらされた他の所有地の細分によって、部分的に補償された。

(四) 査定簿は、新しい土地所有者の一群が、産業革命と英仏戦役の間に生じたことを示すが、之等はヨーマンの独立保有地を獲得したのではなく、旧来の十八世紀の土地所有ジェントリーの土地を手に入れたものである。

以上により、この期間における土地所有の分布は、既に進行していた農地集中の結果、大土地所有が圧倒的であり、所謂自作農は、その数こそ若干増加したが、社会経済的な比重はとるに足らぬものであり、借地農経営が之に代つて優位を占めていたことを知り得るであらう。

(五) 綜画運動の小土地所有農民に対する影響に就ては、綜画を議会の法令によるものと一七五〇年以前の議会の介入しないものに分けて考察し、一七八〇年以後、議会議画は総ての層の自作農をむしろ増加せしめたこと。そしてその当時、自作農は未綜画教区よりも議会議画教区に於て多数であった故に、一七八〇年以前に、之が反対に作用したと考えることは疑問が存する。従つて一七八〇年以前にも議会議画は自作農数を減少せしめなかったと推論する。たゞし一七八〇年以前、議会の介入によらずして綜画の行なわれた教区に於ては自作農は存在しなくなった。そして調査教区の六二%は自作農を欠いており、その土地有形態の如何(自由土地保有・謄本土土地保有・世襲定期借地)にかゝらず耕作農民は残りの三八%の教区に集ることから一七八〇年乃至八六年の自作農はかつては数多く存在した階層の残渣であつて、綜画による耕作農民の大消滅の時期は、一七八〇年以前に求められねばならない(二八三―五頁・二九三頁以下、キャラスウィルソン・経済史論文集)。

(註) なお、ディヴィスは結局、ゴナーの説にしたがい、土地所有農民の広汎な消滅は、(一) 綜画費用の高額、(二) 農業経営形

態の近代化 (四) 工業生産形態の發展による家内工業の消滅によるものとしている(ゴナー前掲書、三六九―三七〇頁参照)。

以上の諸研究は、一八世紀末から一九世紀初頭の、土地所有と農業経営の分布に関して、統計的資料を援用して、限られた地域に就てはあつたが精密な実態を浮き出させ、諸説区々として混乱のうちにあつた、議会絵画の社会的影響の研究に、はかりしれぬ光明を投じたものであつた。そしてこの問題の研究を為す際の必要な通過点を形成するものである。

しかしながら、その限界もまた明らかである。地租査定簿という史料の性格上、ヨーマン層衰滅という問題に固有の語義の不明確な性格上、また調査の範囲と方法上、その成果は当然限定されねばならない。

(三) 修正説の総合の段階

それらの有する限界にもかゝらず、之等の統計的研究は、その後の実証的な、地方史的研究の出発点となり、既に述べた如く、地域社会の構造的研究を盛んならしめ幾多の重要な研究を産み出したが、こゝでは行論に関係があり、且つ地域的研究の初発をなした、J・D・チェンバーズ「一八世紀のノッティンガムシャー」一九三二年、について言及するに止める。この中で、チェンバーズは地域をノッティンガム一州に、時代を一八世紀に限り、産業革命前夜の工業並びに農業と、スクワイアラーキイとの必然の調和を示すことにより、通史とそれに現われる特定の事実の媒介契機を構造的に把握しようとしたが、ノッティンガムシャーの絵画の進展とその影響をとり上げ、次の如き指摘を行なっている。即ち、

(一) 絵画の進展度は土壌の質、従つて之により規定される農業の様式(彼はノッティンガムを牧畜地域・耕作地域・森林地域に区分して考察する)により大いに異なる。

1 土壤の質が牧地に好適な地方に於ては、綜画は、早期より進展し、一八〇〇年にはほとんど終了していた。
2 耕作に適合した地域は、之より遅れ、一八世紀にいたるまでほとんど綜画は行なわれず、一八〇〇年までには大幅に進行したが、牧畜地区に劣り、その地積の三分の一はまだ開放状態にあった。

3 森林地域に於ては、非常に早くから不断に綜画が進行したが、一八〇〇年までに之により革命的な変化が生じた。

(二)また、綜画の進展度の差違は農民の土地保有の態様如何により規定される。従つてまた当然、その社会的影響は之らの要因により異なっている。

1 一七〇〇年以前に綜画されていたタウンシップは、殆んどすべての場合、全くもしくはその多くが、単一の所有者により所有されていた。即ち土地所有の集中が進行していたのである。

2 全綜画期間を通じて、大土地所有者が綜画運動のリードをとっていた。

3 自由土地保有農は綜画の後にでなくその以前に、綜画を容易ならしめる為、大土地所有者にその所有地を買収され消滅した。一六世紀牧羊地域に盛行したこの過程は、一八世紀にいたつて全農業地域に激しく行なわれた。

4 綜画は地主による地代増加の一方策であり、その後、土地の転売、投機等を随伴した。一七世紀における綜画の悪用は珍らしくなかつたようである。そして地主の課した搾出地代は、定期借地農民、特にその小規模のものに対し、破滅的影響を与えた(チエンバズ前掲第二部六・七章)。

以上によつて、我々は綜画運動なる社会的事象が、地域的に、社会的に、また時間的に驚ろくべき細密さを以て考察され、しかもそれが地域社会の範圍で構造的に総合されている一例を讀取り得るのである。複雑なる多様の地域的

総合、この点は後にチェンバーズの方法を考察する際に関連するところである。

(註)他の例としてはハントが行った綜画運動を規定する多様な自然的社会的諸条件の考察を見よ。

H・G・ハント「レスターシャーにおける議会綜画のクロノロジイ」(経済史評論一〇卷二号)。

三

以上の研究史の要約を前提にして、私が之から問題にしようと思うのは、之等の研究史の結晶ともいべきものであつて、その一方におけるものは、ポスタンにより革命的とまで激賞されたチェンバーズの「綜画と産業革命における労働供給」(経済史評論一九五三年、五卷三号)に現われる、議会綜画の社会的影響に対する見解であり、他は之に対するものとして、方法上全き特異性を有するラヴロフスキイの「サファーク州における議会綜画・一七九四年―一八一四年」(経済史評論一九三七年七卷二号)及び之と有機的に関連する「一八世紀におけるイギリス農民層の収奪」(経済史評論一九五六年九卷二号)に現われている見解であり、その課題に対する研究態度とその発展的連関である。そして、具体的には、この内容の概略を紹介することによって、一方で議会綜画期の小土地所有分布の現実を考慮しながら、他方でその方法上の問題点に触れることが以下の課題である。

イギリス近代地方史研究の泰斗として、精力的に研究を続けている、J・D・チェンバーズは「綜画と産業革命における労働供給」なる論文を、一九五三年経済史評論誌上に発表し、産業革命の際の労働力は、議会綜画によって制度的に生ぜしめられたものではなく、むしろ一八世紀後半の人口の自然的増加にその源泉が求めらるべきものであることを主張した。その前半に於て、彼は既に概述した綜画の社会的影響に関する通説の、発展した地方史的研究の成

果による批判的止揚を試みているが、既に述べたチェンバアズの既往の研究にかんがみる時之は現在の水準におけるイギリス近代史研究の一応の総決算とも考えられるものである。既に之に関しては、先学小松教授の綿密・詳細なる紹介ならびに検討が存在する（議会議画は工業労働力を創出したか」早稲田政経雑誌一九五三、一二二・三合併号）ので、こゝでは行論に關係する限りに於て問題としたい。

さてチェンバアズは「無産労働者の創造と綜画との関連、及びその形態如何」を研究の対象とし、次の如く問題を提起する。即ち産業革命における無産労働者と綜画の関連については二説が対立する。その一は綜画の決定的役割を説く彼の所謂、無産労働者の『制度的所産説』であり、之に対するものは無産労働者を、増加人口に起因すると説く『自然的所産説』である（チェンバアズ・同三一九頁）。そして猶おチェンバアズは制度的所産したがって綜画の役割が資本主義的経営の基礎的必要条件をなすとする説の最も明確な叙述として「資本」及びM・ドップ「資本主義発展の研究」をあげレヴィを引用している。「収奪されて労働者の地位に落された小農は都市に追い立てられ、農村からの流離を増大せしめる」（レヴィ前掲三八頁）。論説の前半部は、この制度的創造説の地方史の成果による実証検討にあてられているが、この部分に我々の関心は存在する。

先づ前史、即ち議会議画期以前における農村余剰人口の存在と存在形態が、検討され、こゝでは労働力不足が恒常的であったことが示証される。次で一八世紀中葉以後の農村余剰人口が問題とされる。

「一八世紀中葉以後、無産化の歩調が早められ、綜画による農民の土地からの追放、無産者人口の増加に対する障害の除去が、十分な規模で行なわれたのである」というドップの主張が、国勢調査報告・綜画裁定書及び地租復本の所在等に関する研究によって検討される。結論を先に述べるならば、「労働力補充―無産人口造出について、綜画に

歸せられた役割は軽減せしめられる如くである」(同三三二頁)のだが、チェンバーズは先づ綜画による農民離村に関する過去の研究を問題とし、ゴナー及びレッドフォードの国勢調査報告に関する徹底的研究の成果を挙げて、この関連を否定する。即ち州別にいつてリンカーン・チェシャー・カムバーランド・ドーシット・ダービシャー・ランカシャー・ヨークシャー・ノーサンプターランドの綜画は荒地に新村を作り出し、農村人口の人口増大をむしろ刺激したのである。

だがこの農村人口増大は、追放農民定着の変化形態であったり、農村工業発展の結果としての、追放農民の農村工業労働者への転化形態であることが可能である。そこで之を検証する為に、ノッティンガムシャー一九村における業態別村落人口調査を示し、一八〇〇年以前に綜画法令により綜画され追放農民を多く生じた筈の農業村落の人口増加は、製造業・鉱業従事村落(農村工業労働者への転化が生じたかも知れぬ)・一般の農業従事村落(開放のまゝ残存し、追放農民の定着を生ずる可能性のあった)のいづれよりも、遙かに激しかったことを述べ、綜画が農村人口の増大をむしろ刺激したことを強調する(三三三頁、第一図)。しかしこの場合、人口増加が総ての業態の農村で、程度の差こそあれ一様に行なわれたことは、小規模生産者の労働者への転落、小屋住農民の独立の失陥等の階層構成の変動と両立するものではないかとの疑問も生ずる。この階層構成変動、小生産者の無産化の史実を検証する為には、所謂「ヨーマンリー衰滅の問題」に触れざるを得ない。

チェンバーズはヨーマンリーを、自己の全労働時間を消化するに十分な保有地を有する自作農の名称であるとし、彼らが一七五〇年までに、既に消滅していたという説は、議会綜画直前の時期に行なわれた自由土地保有権・世襲定期借地権の買取りの盛行を誤解したものであるとして之を否定し、ジョンソン・ハスパッハ・テイラーの所説によつ

て彼等は英仏戦争の戦中・戦後を通じて地歩を維持もしくは回復し、戦後の衰退も決して破滅的でなかったとしている(前出「一八世紀のノッティンガムシャー第二部七章」参照)。

この、チェンバーズの発言の基礎となった史実を次に列挙する。

先づ、農業改良協会の各地方よりの報告によると、土壤が小自由土地保有農に有利であったところ、例えばウィルトシャー・ラトランドシャーの如き、に於ては、綜画された二〇一五〇エーカーの小農場が存続したのに対し、逆に労働力の欠乏と高賃銀の為、大農場が綜画されなかった如きが存在する。また小借地農は小土地所有農民に対し、綜画に関して一般に前者より不利な地位にあったが、とにかく綜画により必ずしも小農の地位が一樣に破滅的であったとされる如き経済的關係は存在しない。地方的事情や環境に応じてそれは多様であり得た。各地方報告による綜画の小農に対する關係は次の如く要約することが出来る。すなわち、『綜画はあらゆる所での経済単位としての小農場の駆逐を表示するものではなく、低い生産費による大農場の征覇の、重要ではあるが、単なる一局面に過ぎぬ』ものであつた(三二五頁)。

次にこの各地方の報告により得られた推測を統計資料によって確かめる作業が行われるが、サファークに就てのラヴロフスキイの地方的研究、綜画費用に関するリンゼイについてのスウェーデルスの研究がそれぞれ援用される。

小所有者の残存の評価について、彼は、ラヴロフスキイの一七九七—一八一四年間の一一のサファークにおいて綜画された村落の分析をとり上げ以下の如く示唆的に諸結論を引用する。

(一) 農民が小所有者及び定期借地人の形態で綜画前に非常に数多く、小所有者の場合は綜画後であっても、どちらかと言えばより多数存在した。

(一) 所有者と借地人は絡み合い判別し難く、しばしば、驚く程多くの不在地主が存在した。

(二) 小所有者は数を増し、大土地所有者はその面積を増した。従って綜画はその結果として大小土地所有者間の経済的分化を強化する一方、小所有者の数の優位を附け加えた。

(三) 他州の二〇の綜画裁定書の追加研究に於ては、大農場の売却や分割の結果、農民的土地所有の驚くべき発展を示している。

之等の事態は総て綜画後における小所有の増加を強調する結果を生ずる。即ち、綜画後、自由土地保有者と同様に謄本土地保有者も、共同権喪失の補償として区画地を受けとり、土地のない共同権保有者も補償されて一応土地所有者の分類に入り得た。ところで定期借地人にとっては議会綜画は、定期借地の一時的停止又は失効を（補償付ではあるが）意味したので、彼等は小所有者よりも、綜画によってより直接に影響をうけ、その限りでは農場の併合と農場数の減少を生じたのであろうが、借地人の多くは、同時にまた小土地所有者でもあったという事實は、彼等が土地なき労働者の階層に破滅的に没落する傾向に対するブレーキとして働いたに違いない。従って、一方において疑もなく大農場が形成されたであろうか、他方における小所有者の簇生こそ綜画の最終的結果として生じたのではあるまいか。

チエンバフズは、この時期における小土地所有農民の増大を示さんが為に、ラヴロフスキイの調査を援用したのであるが、後に示す如くラヴロフスキイの研究を虚心にうけとるならば、この援用はやゝ一面的と考えられる。

農村社会構造の分析結果を一方的に把握し、之を一面的に引用することは、問題の存する所であり、一方に於ては方法的に、他方に於ては行論に誤をもたらすおそれなしとしない。

以上、綜画の過程における直接の効果の証明につゞいて、綜画後、区画地の囲込みと綜画費用の支払いは小所有者にいかなる影響を与えたかについて嘗てなされた最も広汎な研究として存在するスウェーデルスのリンカーンシャー・リンゼイにおける七〇の議会議画に関する調査により、リンカーンシャーに於ても、小所有は、小規模生産に好適な地域では繁栄を続け、大資本の投下によって、はじめて開墾され得る沈泥地の如き場合には不利であったとしている。即ち区画地をうけた所有者総数一三七四中その八二%が五〇エーカー以下の所有者であり二〇エーカー以下の所有者は約七〇%を占めているのである。

以上の、綜画後穀物耕作の繁栄した地方に対して、綜画後牧地に転換された地帯は如何であろうか。レスターシャー東北部一二村の地租報告及び綜画裁定書にもとづく調査の結果は、農村人口の驚くべき安定性を示しているとし、スレイターの、人口減少一〇〇〇エーカー当り一五家族という所説に反対している。こゝに於ては大土地所有者は、綜画後、より多くの割合の地租を支払い、小土地所有者は増加し、借地農は減少した。之はかなりの程度の農場の集中を示すものであるが、農村人口は、一九世紀中葉まで増加しつづけている。

最も典型的な例としてレスターシャーのケニバラアに於ては、地租査定簿と綜画裁定書によると、牧地に転換された綜画（一七九四年）の前後十年間、農村人口数は、二人の大土地所有者の搾出地代の賦課にも拘わらず、不変であった。ただ農場の借地契約数は漸次減少した。但しレスターシャーの場合、一七〇〇年以前に綜画の行なわれた諸村落の中には、人口減少を国勢調査の際示していたものもあり、一七九〇年以後の議会議画村に於ては、その半ばが、若干の人口減少を示すが、しかし破滅的なものではなかった。

更にラトランドシャーに於ても、土質が小経営に有利であった結果、小農は一八八〇年まで存続していたことを示

す。

農村人口は以上の如く、耕作地帯にあつても、牧畜地方にあつても、減少せず、むしろ若干の、増加さえ示したのであるが、その原因についてチェンバーズは次の如く推測している。即ち、その教区が線画されていると開放されていると問わず、改良農業の採用された教区で維持された高い雇傭水準がその重要な要因であり、之は農法が進歩したにかかわらず、之を実施する技術水準が旧来のままであつた故に生じたものであらう（チェンバーズ、三三二・三三三頁及び、一八世紀のノッティンガムシャー、一八一頁参照）。

以上、小土地所有者は議会線画に際して、旧説に主張された如く、減少することなく、むしろその数を増加した。即ち小農経営に適した農業様式の地方に於て、また線画後の区画地の分与によつて、線画費用支弁の爲の土地の細分によつて、更に農村における或程度の社会的分業の初発的展開と農業生産性の上昇によつて、それは現存し得たのである。

小土地耕作農民以外の農村階層たる小屋住農及び労働者層に就て簡単に触れると、小屋住農も、地租報告によると減少してはいない。むしろ数的に増加している。その理由として、職人・鍛冶屋・車大工・仕立屋・織布工が相当数存在していた証左によつて見ると、未発達な生産力の水準に拠りながら、村落内で幼稚な、社会的分業が行われていた故によると思われる。次に労働者層については、線画はその共同地利用を、何等の補償なしに拒否することによつて、拡大しつゝある労働者達の完全な無産労働者化に貢献したが、その時期は、一八三〇年―四〇年代であつた。

かくして彼の地方史的研究成果にもとづく、精密、細心な史実の積み重ねによる、線画の社会的影響に関する結論は次の如きものである。

議会議画法令は、残存していた英国農民層を絶滅したのでなく、むしろより一層減少せしめたものである。それらは旧綜画教区では土地集中や購買や、実際に農民を排除した直接の追放等の、長い期間の末期に生じたものである。開放村落に於ては、領主による土地集中の企てと共に、特に中間農民層の犠牲に於て、農民層自体に分化が行われたが、小所有者や小借地農はまだ極めて強力であった。一八世紀五〇年代における地代の上向と共に、土地集中による借地人や購買による所有者のより一層の減少が行なわれた。しかし価格が英仏戦役中騰貴し、荒地に改良が加えられ始めた時、そこには減少と共に増加が存在した。純粹の農業経営の減少がどの位かを数えることは不可能であるが、それは特定の地方にのみ破局的であった。そして広い面積の荒蕪地の存在する地域とか、条件が小規模耕作に特に有利であったところでは、かなりの数量的増加が見られたのである(三五頁)。

四

之に対し、次に視角を異にし結果もやや異なるラヴロフスキイの研究に眼を転じよう。

極く最近発表された「十八世紀におけるイギリス農民層の収奪」(経済史評論九卷二号一九五六年)の中でラヴロフスキイは之までの数々の彼の研究成果を要約し、今後の研究方向の展望を行っているが、その冒頭、農民層分解と、一八・一九世紀の議会議画に関する研究の有機的に関連するものであることを、特に強調している(ラヴロフスキイ、前掲二七一頁)がこの点が彼の研究とその視点を特に際立たせるものであり、従って、チェンバァズの研究とラヴロフスキイのそれが、区別むしろ対立を呼ぶ所以である。V・M・ラヴロフスキイは、一九三七年、経済史評論誌上に発表した「サファク州における議会議画、一七九四年—一八一四年」に於て、サファクの一一の教区を対象に、綜画裁定

書にもとづいて議會綜画の農村諸階層に及ぼした影響について精密な検討を行い、議會綜画による土地所有の変動、農民的土地所有の分布、土地保有の態様、そして農村における階級分化の状況等について次の如き結論を提示した。

(一) 先づ議會綜画の農村社会諸層に及ぼした影響については、議會綜画の行なわれる以前において既に英国農民の諸階層に目覚ましい分化が生じており、議會綜画は疑もなく、この分化を促進した。

特にこの影響は、最も直接に、総ての以前の定期借地契約の失効に結果した故に、零細な自由土地保有農や贍本土
地保有農が、通例綜画後、旧綜画地の区画地に付加された配分地を受けとつたのに、小さな定期借地農は、綜画後、
その小さな区画地を借受ける何等の保証も得られなくなり、その土地からの流離もしくは労働者への転落の転機とな
った。

(二) 農民型所有者は非常に高い比率を占めていた。一七九七年から一八一四年にわたる間に綜画されたサファクの
觀察された一教区で、議會綜画時に、請願と綜画裁定書に示される面積の五一%が農民型の所有者に所属していた
その他の型の土地所有者は合せてこの面積の残余四九%を占めていた。

(三) 土地保有の状況は次の如くであった。

自由土地保有は、農民保有地総面積の七三・二%に達して農民的土地所有の支配的な型であった。贍本土
地保有は、単に二六・八%に過ぎない。

(四) 農村における階級分化の状況

小さな或は貧弱な、零細土地を有する農民が、その数に於ては支配的であったが、他方に、十分な土地を有する中
間層或は富裕な農民の一群が存在し、最後に一五〇エーカーの旧綜画地を所有し、借地によって、その保有地規模を

増加して、資本家的農業者の地位に近づいている農民型の富裕な所有者が存在していた。

これら農民的所有者と広汎に絡み合いながら存在する定期借地農層が存在するが、小規模のものは、之等教区の農村人口中最も多数存在するグループであり、旧綜画地の七二・一%を借地していた。この場合には経営土地の細分化は極度に激しかった。しかしこの定期借地農民の階層の中に、数は少いが、その借りうける土地の量により、強力な資本家的借地農業者の一群の存在が際立っている。之に近い一群は、農民的大土地所有者中に求められ、この両者はしばしば重なり合つて、英国農村における資本家的要素の橋頭堡をなしている。そしてラヴロフスキイは最後に英国

農民層 ヨーマンリー及び借地農の分化

	大農	中農	小農
	五〇エーカーより大	二五―五〇エーカー	二五エーカー未満
農民型所有者			
所有者%	四・三	四・五	九一・二
保有地%	四七・九	一六・九	三五・二
平均規模	エーカー 一〇八・五	三六・八	三・三
保有地			
所有者%	一六・七	一六・七	六六・六
保有地%	五九・九	二一・六	一八・五
平均規模	エーカー 一〇一・八	三六・七	八・三
(裁定書でヨーマンと表記)			
借地農			
所有者%	一〇・〇	五・五	八四・五
保有地%	七一・二	一二・六	一六・二
平均規模	エーカー 一一七・四	三七・九	三・二

農村における資本主義の發展が二つの方途で、行なわれ、その一つは、資本家的大農場の成長・大定期借地農による小或いは中層農民保有者の圧倒であり、他の一つは、富裕な農民の大農場經營の拡大によることを示している。之に關連して彼は、最近における論文の中でひとつの試みによつて、一応、農民諸層の分化を表示している(ラヴロフスキイ、一八世紀におけるイギリス農民層の収奪、二七三頁)。彼は現在までの研究を要約し、今後の研究の出発点として、次の如き作業を行っている。即ち、それは中部及び東部イングランドで無差別に抽出された(全教区の五%)六〇のマナーに於ける議會綜画の影響を、五〇の綜画裁定書と七五の綜画附図により研究したものである。

農民保有地の平均は二二・五%であり、個々の教区やマナーで九五・一%から〇にまでバラついているが、このなかで農民層分化の狀況が典型的に示される(分化に關する表参照)。即ち、農民的土地所有者総数の僅か四・三%を占めるに過ぎぬ大規模農民が、農民保有地総面積の、四七・九%を所有し、それぞれ四・五%の中農が一六・九%を占めるに對し、ヨーマン層の分化はそんなに明確でない。分解は借地農の處で最も激しくそれらは資本家型(定期小作の形態をとる)の借地農を一〇%までも包含する。更にここには中農層も存在するが、定期借地農の大多数は、農民型の各種小借地農業者より成る。

ところで綜画裁定書、地租査定簿の数字は、本来ある静止的な狀況を指示するものである。ここに示されたものは、一七九三—一八一五年の議會綜画裁定書に示される、農民層分解の最終段階を示すものなので、ラヴロフスキイは今後の研究の方向として、革命以降のマナーの歴史に關係ある一連の文書、マナー調査録、地代帳等により之を動態的に辿らねばならないとしている(ラヴロフスキイ前掲、二七三頁)。その準備として彼は、農民保有地比率に従つてマナーを三類型に分ち、その各々における地代の發展と、農民保有地比率の増減を辿っている。その詳細は、行論の

範圍外であるので省略するが、

一、農民的土地所有の比率即ちその水準及び限界が、過去の土地所有の構造によつて規定されること、即ち農民的土地所有の残存を地代的諸關係の發達と資本家地代へのそれらの發展の結果としてとらえること。

二、イギリス農民層の収奪の過程を結実せしめたものは、議會綵画であるが、議會綵画がその主要な原因ではないこと。ここに農民層分解の動態的研究の必然性を見出している。

この二点の指摘は、甚だ興味あるものであつて、デイヴィス及びチエンバアズの獲得し又は推測した結論と對比する時、小自営農民—小土地所有の一七五〇年以前における存在様式と衰滅の科学的探究という研究史上はなほだ未開拓の分野に光明を投ずるものである。

五

以上を総括して結論に代えよう。

議會綵画は特に小土地所有に関して、一八・一九世紀農業史研究の焦点とされ、今世紀初頭その社会的影響の評価・小土地所有衰滅と農村人口減少をめぐる、激烈な論争が生じたが、その決着は後代に持ち越された。この間に行なわれた、地租裁定簿その他、に基づく統計的研究は、進展するにつれ、その数量的基礎をもたらし、研究に偉大な進歩をもたらしたこの意義ははかり知れない。更に、研究史の進展に伴ない、農村社会構造の地方史的個別研究が行なわれ、時間的・空間的に、一般史的通説と個別的研究の空隙を埋めることを、意図して来たが、之等による一応の成果が、既に検討したチエンバアズやラヴロフスキの業績として出現したのである。

こゝで主題に就いて、両者の見解を比較すると、次の諸点をあげることができる。

先づ、両者が共にヨーマン層衰滅に関する研究史から一応離れて問題を立てている点に注目せねばならない。成程チエンバアズは、ヨーマン層をクラバムにしたがい規定しているが、之はあくまでも作業仮説としてであり、その衰滅期に関する考察もその限りに於て行なわれているのであって、むしろ彼が、議会綜画期以前に行われた、自由土地保有農、世襲定期借地農の土地の喪失（綜画準備措置としての地主の土地買取、取上げによる）を強調している点に留意するならば、彼が範疇としてのヨーマン層を対象としていないことは明らかであろう。ラヴロフスキイは、農民貴族たるヨーマン層が一七世紀中葉より一八世紀前半期にかけて、消滅したことを認め、それを前提としている。

従つて、両者は、共に地租裁定書に基づく一連の統計的研究に立脚して、史的範疇としてのヨーマンと、自作農乃至農民的土地所有者を区別して問題を考察していることは明らかであろう。

さて、共通の足場に立つ両者が、くだした議会綜画と小土地所有に関する結論は、之と対蹠的に、非常に差違あるものである。先づチエンバアズは、この点に関して、研究視角の限定された範囲に慎重に留意して、非常に穩かな表現ではあるが、明確に、議会の法令による綜画が小土地所有者を減少せしめたとは云い得ず、むしろ之を増加せしめる傾向にあったことを結論している。そしてこの点は、彼の農村過剩人口に関する立論の有力な一根據となっていることは、既に我々の見た通りである。之に対し、ラヴロフスキイは、綜画の過程における定期借地農民の不利を叙述し、議会綜画が既に展開していた農民層の分化を促進したことを結論している。つまり、議会綜画がイギリス農民層に及ぼした悪影響を、一方は否定し、他方は収奪を肯定する結果を生じたのである。但し、チエンバアズにあっては荒蕪地が多く存し、小農民経営に特に条件の有利な地方にあってはという条件が付され、ラヴロフスキイにあっては

静態的分析の結果によればという条件が附されているのではあるが。

更にかくの如き結論を生じた研究の方法と研究方向における位置づけを考察するならば、両者の差違は、むしろ対抗的と形容して差支えないものをもっている。

チエンバアズは、豊かな実証的研究の成果という、半世紀にわたる地方史的研究の資産に依拠し、之を総合して、産業革命の人口学的研究を展開する。之に対しラヴロフスキイは、ソヴェト史学界の伝統と理論を以て、イギリス農村における資本主義の発展を示証する為、農民層の分解を精密に追求し続けている。あたかも一方が微視の立場に立ち、その総合の上に一般的法則を求めようとするに對して、他方は全く反対に、イギリス農村の中に一般的法則を求めて、研究の方法をいわば巨視的に措定するものと言ふことが出来よう。

そして一八世紀末・一九世紀初頭のイギリス農村における小土地所有は、一方の視角よりすれば、むしろその数の安定乃至増加が強く印象づけられ、他方においては、農民層分解を反映する資本家的経営及び大農民経営の発展の對極たる小農民経営の至少化であった。

議會絵画はその過程に於て、その一面たる土地集中の進行による小土地所有の至少化を生じ、この結果に於ては、むしろ他面たる、小土地所有の数の増加をもたらしたのである。従つて一八世紀末・一九世紀初頭の小土地所有者の態様は、本来二面的であつて、その中に生ずる二局面たる数の優位と質の劣位を、いかに解釈し措定するかにより、全く異つた農村社会構造を想定することが可能である。事態の全構造的な認識の方向は自ずから明らかであると思ふが、問題の解決ではなくて、むしろ問題の提起こそまさにこの小論の目的である。

(一九五九年一月)